※本件は令和８年度事業であり、国会審議等による予算の措置状況によっては変更となる可能性がある。

入　札　説　明　書

件　　名　　令和８年度 会議における速記録作成業務

令和８年１月

科学技術・学術政策研究所総務課

　この入札説明書は、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）等の会計法令、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成１３年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、科学技術・学術政策研究所が発注する調達（物品等の購入、製造若しくは借入又は特定役務）契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。なお、本入札に係る落札及び契約締結は、令和８年度予算の成立を条件とする。

Ⅰ　入札及び契約に関する事項

１　契約担当官等

（１）支出負担行為担当官　科学技術・学術政策研究所長　　　　塩崎　正晴

　　　　　　　　　　　　　文部科学省大臣官房会計課長　　　　常盤木　祐一

　　　　　　　　　　　　　文部科学省研究開発局開発企画課長　嶋崎　政一

　　　　　　　　　　　　　金融庁総合政策局秘書課長　　　　　八木　瑞枝

（２）所属部局名・所在地　科学技術・学術政策研究所

　　　　　　　　　　　　　　〒１００－００１３　東京都千代田区霞が関３－２－２

　　　　　　　　　　　　　文部科学省

　　　　　　　　　　　　　文部科学省研究開発局開発企画課

　　　　　　　〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２

　　　　　　　　　　　　　金融庁

　　　　　　　　　　　　　　〒１００－８９６７　東京都千代田区霞が関３－２－１

２　調達内容

（１）事業の名称　　令和８年度会議における速記録作成業務　一式

（２）事業の内容　　別紙２仕様書による。

（３）履行期間　　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

　　　　　　　　　　ただし、財政法（昭和22年法律第34号）第30条に規定する暫定予算をもって年度が開始された場合は、当該暫定予算に係る期間とし、令和8年度予算が成立したときは、令和9年3月31日まで延長するものとする。

（４）納入場所　　　別紙２仕様書による。

（５）入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

①　競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙１の契約書（案）及び文部科学省契約規則の別記第２号製造請負契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また、請負等に関する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

　　②　本件は、単価契約である。したがって、入札書に記載する金額は、仕様書に記載している予定数量に単価を掛け合わせた額とする。ただし、予定数量は、当該数量を保証するものではない。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（６）入札保証金及び契約保証金　免除。

３　競争参加資格

　（１）予決令第７０条に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

　　　　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

　（２）支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

　（３）入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

（４）公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。

（５）本件調達の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

（６）その他予決令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が資格要件を定める場合には当該資格を有する者であること。

　（７）令和０７・０８・０９年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において，「役務の提供等」のＡ，Ｂ又はＣ等級に格付けされ，関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

なお，格付けされている令和０７・０８・０９年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の等級にかかわらず，「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12 年10 月10 日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」の要件を満たす者は，有している参加資格の等級に関わらず参加できるものとする。

具体的には以下ア～キのいずれかを満たす者であること。

ア．当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者

イ．資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加

算した場合に，当該入札における等級に相当する数値となる者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 区 分 | 加算数値 |
| 特許保有件数  （当該入札物件等に関する特許） | ３件以上  ２件  １件 | １５  １０  　　５ |
| 技術士資格保有者数  （当該入札物件の製造等に携わる従業員） | ９人以上  ７～８人  ５～６人  ３～４人  １～２人 | １５  １２  　９  　　６  　　３ |
| 技術認定者数（特級、１級、単一等級）  （当該入札物件の製造等に携わる従業員） | １１人以上  ９～１０人 | ６  　　５ |
|  | ７～８人  ５～６人  ３～４人  １～２人 | ４  　３  　２  　１ |

　　　注１．特許には，海外で取得した特許を含む。

２．技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち，文部科

学省令で定めるものを有する者であって，技術士の業務を行うのに必要な相当の

知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ．ＳＢＩＲ制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり，当該入札に

係る物件等の分野における技術力を証明できる者

エ．主たる官民ファンドの支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者

であり，当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

注１．主たる官民ファンドとは，株式会社産業革新投資機構，独立行政法人中小企

業基盤整備機構，株式会社地域経済活性化支援機構，株式会社農林漁業成長産業

化支援機構，株式会社民間資金等活用事業推進機構，官民イノベーションプログ

ラム，株式会社海外需要開拓支援機構，一般社団法人環境不動産普及促進機構に

おける耐震・環境不動産形成促進事業，株式会社日本政策投資銀行における特定

投資業務，株式会社海外交通・都市開発事業支援機構，国立研究開発法人科学技

術振興機構，株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構，一般社団法人グリー

ンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会

社脱炭素化支援機構をいう。

オ．国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平

成２０年法律第６３号。以下「法」という。）第２条第９項に規定する研究開発法

人のうち，法別表第３に掲げるものをいう。以下同じ。）が法第３４条の６第１項

の規定により行う出資のうち，金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の

出資先事業者であり，当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる

　　　　者

カ．国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「ＡＭＥＤ」という。）又は国立

研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「ＮＥＤＯ」という。）

が認定したベンチャーキャピタル等の出資先事業者であり，当該入札に係る物件

等の分野における技術力を証明できる者

注１．ＡＭＥＤが認定したベンチャーキャピタル等とは，ＡＭＥＤによる「創薬ベ

ンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」において採択さ

れたベンチャーキャピタル等をいう。

２．ＮＥＤＯが認定したベンチャーキャピタル等とは，ＮＥＤＯによる「研究開

発型スタートアップ支援事業／ベンチャーキャピタル等の認定」において採択さ

れたベンチャーキャピタル等をいう。

キ．グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログ

ラム（J-Startup 又はJ-Startup 地域版）に選定された事業者であり，当該入札

に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

また，競争参加資格を有しない競争加入者は，速やかに資格審査申請を行う必要が

ある。調達ポータルを確認し，資格審査申請手続を行うこと。

ＵＲＬ：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

４　入札書の提出場所等

（１）入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した要求要件を履行できることを証明する書類（以下「履行できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

【契約関係】

　　　東京都千代田区霞が関３－２－２中央合同庁舎第７号館東館１６階

　　　科学技術・学術政策研究所総務課用度係

　　　ＴＥＬ　　０３－５２５３－４１１１（内線７０１３）

　　　メール　nistep-[keiyaku[at]mext.go.jp](mailto:keiyaku@nistep.go.jp)　（メール送信の際は、[at]を @に変換）

【電子調達システム関係】

調達ポータル：<https://www.p-portal.go.jp/>

※調達ポータルへの利用者登録を行っていない利用者は、電子調達システムを利用することができないため、早めの対応をすること。

電子調達システムヘルプデスク

ＴＥＬ ０５７０－０００－６８３（ナビダイヤル）

０３－４３３２－７８０３（IP電話等をご利用の場合）

受付時間　平日９時００分～１７時３０分

　（２）入札説明会の日時及び場所

　　　随時受付説明：科学技術・学術政策研究所総務課用度係

　（３）入札書の受領期限

　　　令和８年２月１７日（火）１２：００

　（４）入札書の提出方法

　　　　競争加入者等は、別紙１の契約書（案）、別紙２の仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

　　　　この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、上記４の（１）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

Ａ　紙による入札の場合

①　競争加入者等は、別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類を作成し、入札書の受領期限までに書面により提出すること。

②　競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙３の入札書を作成し、直接に提出する場合には封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「○月○日開札、（入札件名）の入札書在中」と朱書きしなければならない。

（ア）入札件名

（イ）入札金額

（ウ）競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

（エ）代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

（オ）電子くじ番号（任意の３桁の数字）

③　郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「○月○日開札、（調達件名）の入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、前記４の（１）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

④　入札書の記載事項の訂正は認めない。

⑤　競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

⑥　競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙５の誓約書を提出しなければならない。ただし、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等は提出を要しない。

Ｂ　電子調達システムによる入札の場合

1. 競争加入者等は、別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類を作成し、電子調達システムで定める手続きに従い、

令和８年２月１７日（火）１２：００までに電子データ（特記なき場合はＰＤＦ形式）により提出すること。なお、提出後、下記連絡先まで電話にて連絡すること。

　　　　　［連絡先］科学技術・学術政策研究所総務課用度係

　　　　　　　　　　03-5253-4111（内線7013）

②　競争加入者等は、上記①の書類について問題ない旨の連絡を受けたときは、電子調達システムで定める手続きに従い、入札書の受領期限までに入札書を提出すること。なお、入札に当たっては、電子くじ番号（任意の３桁の数字）の入力を要するので留意すること。

③　電子調達システムの不具合等により入札書の受領を確認できない可能性があるため、競争加入者等は、入札書の受領期限の前日までに入札書を提出することが望ましい。

④　Ａの⑤及び⑥は、電子調達システムによる入札の場合において準用する。なお、別紙５の誓約書の提出方法については上記①によること。

　（５）入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

1. 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
2. 調達件名及び入札金額のないもの
3. 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの
4. 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
5. 調達件名に重大な誤りのあるもの
6. 入札金額の記載が不明確なもの

⑦　入札金額の記載を訂正したもの

⑧　入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑩　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）第８条第３項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの

⑪　独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑫　上記（４）⑥の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの（本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない。）

⑬　その他入札に関する条件に違反した入札書

（６）入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

　（７）代理人による入札

①　代理人が入札する場合は、入札時までに別紙４の代理委任状を提出しなければならない。

② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

（８）開札の日時及び場所

　　　令和８年２月２６日（木）１４：００　科学技術・学術政策研究所　小会議室

（９）開札

　開札手続きは、紙による入札も含め、電子調達システムにより処理する。

　なお、当初の入札において電子調達システムによる入札をした者は、再度入札において紙による入札ができないものとする。また、当初の入札において紙による入札をした者は再度入札において電子調達システムによる入札ができないものとする。

Ａ　紙による入札の場合

①　開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

②　開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。

③　競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④　競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記４の（７）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、別紙４の代理委任状を提出しなければならない。

⑤　競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

⑥　開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

　　　ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

　　　イ　公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者

⑦　開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。なお、再度入札に参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

⑧【開札時に必要なもの：入札書の予備（※金額の欄は空欄とすること）】

Ｂ　電子調達システムによる入札の場合

①　入札者又は代理人は、開札時刻には電子調達システムを立ち上げ、開札状況を確認できるようにすること。

②　Ａの⑦は、電子調達システムによる入札の場合において準用する。なお、再度入札が行われることとなった場合には、指定された時刻までに再度の入札書を提出すること。

５　その他

（１）契約手続きに使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）競争加入者等に要求される事項

①　この一般競争に参加を希望する者は、封緘した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記３の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記４の（３）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。ただし、電子調達システムによる参加者は前記４（４）Ｂの期限までとする。

② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③　競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

④　競争加入者等は、入札書の提出（電子調達システムにより入札をした場

合を含む）をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定： https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business\_jinken/dai6/siryou4.pdf）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

　（３）競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

①　競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙様式により作成する。

②　資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③　支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び入札公告及び入札説明書に示した履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

④　一旦受領した書類は返却しない。

⑤　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥　競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

（４）落札者の決定方法　最低価格落札方式とする。

①　前記４の(４)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記３の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者（本件入札は、令和８年度予算が成立した場合に効力を発生するものであるため、それまでは落札予定者とする。以下同じ。）とする。

②　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。くじは原則として電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定する。

また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち電子くじ番号の記載がない者があるときは、当該入札者に確認の上、これに代わって入札事務に関係のない職員が電子くじ番号を決定する。

（５）契約書の作成

① 令和８年度予算が令和８年４月１日までに成立したときは、令和８年４月１日（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

②　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに、支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

　③　上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

　④　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

　（６）支払条件　別紙１契約書（案）のとおりとする。

　（７）入札件名の検査等

①　落札者が入札書とともに提出した評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。

②　検査終了後、請負期間中において、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

　（８）その他詳細規定

　　　　競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

　（９）本契約の相手方が信用保証協会、中小企業信用保険法施行令第１条の４に規定する金 融機関、資産の流動化に関する法律第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法第 ２条第２項に規定する信託会社に対して、請負代金債権を譲渡する予定がある場合には、 その者からの申し出により契約書に以下の特約条項を追加することができる。

|  |
| --- |
| 第○条　請負者は、次の各号に掲げる者（以下「譲受人」という。）に対して、請負代金債権を譲渡することができる。  一　信用保証協会  二　中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関  三　資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社  四　信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社  ２　請負者は、譲受人との請負代金債権の譲渡に関する契約には、譲受人が当該請負代金債権を他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他請負代金債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない旨の条件を付さなければならない。  ３　発注者は、請負者又は譲受人から第１項の規定に基づく請負代金債権の譲渡に係る民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）第４条第２項に規定する承諾の依頼を受けたときは、請負代金債権の譲渡を承諾するまでに、請負者に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できることを条件として承諾するものとする。  ４　請負者が譲受人に請負代金債権の譲渡を行った場合においては、発注者の行う当該請負代金債務に係る弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、当該請負代金に係る支出の決定を同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して通知したときに生ずるものとする。 |
|

（10）財政法（昭和22年法律第34号）第30条に規定する暫定予算をもって年度が開始された場合は、契約書（案）第２条を下記条項に置き換えるものとする。なお、暫定予算が延長された場合は、変更契約を締結し、下線部部分の期間を暫定予算の期間（延長後）に合わせて変更することがある。

|  |
| --- |
| 第２条　請負期間は、令和８年４月１日から令和８年 月 日（暫定予算の期間）までとする。但し、令和８年度予算が成立したときは、令和９年３月31日まで延長するものとする。 |